

# E i w a N e w s

## 源泉所得税について

平成 30 年 6 月  
( No. 155 )

今回は、日頃からお問い合わせをいただくことが多い源泉所得税について、制度の概要や源泉徴収の有無の判断などをご紹介します。

### 1. 概要

法人や個人が、従業員などに給与を支払う場合や、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払う場合は、その支払の都度、支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）を差し引きます。

差し引いた所得税等は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月の 10 日までに国に納める義務があります。この所得税等を差し引いて、国に納める義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、法人や個人だけではなく、給与などの支払をする学校や官公庁、任意団体なども源泉徴収義務者に該当します。

ただし、次のいずれかに当てはまる個人は、源泉徴収をする必要はありません。

- (1) 常時 2 人以下のお手伝いさんなど家事使用人だけに給与や退職金を支払っている個人
- (2) 給与や退職金の支払がなく、弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っている個人(例えば、給与所得者が確定申告などをするために税理士に報酬を支払う場合は、源泉徴収をする必要はありません。)

### 2. 納付期限と納期の特例

源泉徴収した所得税等は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月 10 日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時 10 人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税等を、半年分まとめて納めることができる特例（「納期の特例」といいます。）があります。この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税等と、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税等に限られています。

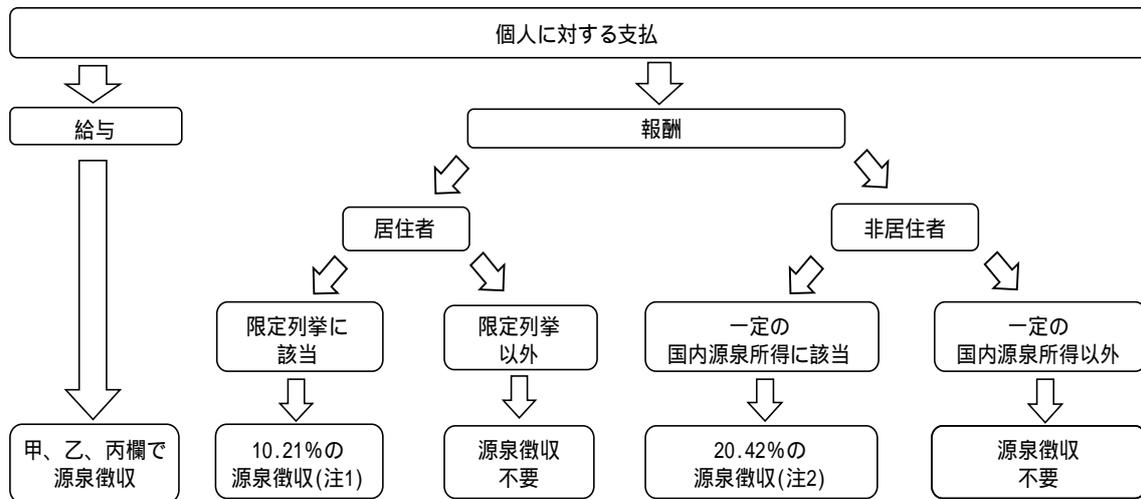
この特例を受けていると、その年の 1 月から 6 月までに源泉徴収した所得税等は 7 月 10 日、7 月から 12 月までに源泉徴収した所得税等は翌年 1 月 20 日が、それぞれ納付期限になります。

### 3. 源泉徴収の対象となる所得（主なもの）

対象となる所得	源泉徴収の税率
給与所得	源泉徴収税額表 (甲欄、乙欄、丙欄)
報酬・料金等のうち一定のもの (限定列举)	10.21% (ただし、支払金額が 100 万円を超える場合は、 その超える部分の金額は 20.42%)
非居住者に支払う一定の国内源泉所得	20.42%

#### 4. 源泉徴収の有無の判断

源泉徴収の有無については、原則として、以下のように判断します。



(注1) 司法書士や外交員等などに支払う場合は、源泉徴収税額の計算方法が異なります。

(注2) 所得の支払内容によって税率が異なります。

また、日本とその非居住者の居住地国との間で租税条約が結ばれている場合には、その租税条約に定めるところにより、税率が免除され、又は軽減されることがあります。この免除又は軽減を受ける場合には、支払日の前日までに「租税条約に関する届出書」等をその支払者を経由してその支払者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

#### 5. 給与・報酬の区分

勤務形態・仕事の内容などによって給与と報酬は区分されます。

区分	性格・特徴
給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約等に基づき、指揮監督のもと提供した労務の対価として使用者から受けるもの</li> <li>・給与支払者との関係において時間的な拘束などを受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるもの</li> </ul>
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記給与以外で労務、役務の対価に該当するもの</li> </ul>

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。